入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件は、入札前に入札参加者に対し東 日本高速道路株式会社が指定する項目に係る見 積書の提出を求め、その見積書を活用して契約 制限価格の設定を行う見積活用方式の対象調達 である。

令和7年4月17日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由木 文彦

- ◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 13
- 1 調達内容
 - (1)品目分類番号 62
 - (2)調達等件名及び数量

「令和7年度 固定電話通信サービス提供 業務(単価契約)」 固定電話通信サービス 一式

- (3)調達等案件の仕様等 仕様書のとおり
- (4)履行期間 仕様書のとおり
- (5)履行場所 仕様書のとおり
- (6)入札方法
 - ①入札金額については総価とし、本業務に 関する一切の費用を含めた額とするこ と。
 - ②入札金額(総額)の内訳を記載した単価 表を添付すること。
 - ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)契約単価

契約単価は、入札金額(総額)を変更せずに落札者と協議して決定する。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書類の提出期限日を 審査基準日とし、審査基準日において以下の (1)から(6)の全てに該当する者であること。な お、審査基準日以降、落札者決定までの間にお いて以下の(1)から(6)のいずれかに該当する 者でなくなった場合、競争参加を認めないもの とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元年(2019)年度以降に、1法人(契約相手先)との契約で300回線以上の固定電話通信サービスの提供を1年間継続した実績があること。

(契約締結時点:平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間)

- (3) 電気通信事業法第 9 条の規定に基づく登録を受け、提供区域に東日本高速株式会社の事業所が存在する都道県を含み、電気通信役務のうち「中継電話(国際電話を除く)」及び「国際電話」を提供する事業者であること。
- (4) 東日本高速道路株式会社の事業所毎に適切な保守体制(24時間365日[年中無休])が整備されていること。
- (5) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決 定の日までの期間(期首及び期末の日を含む) において、東日本高速道路株式会社から取引 停止措置を受けていないこと。
- (6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決 定の日までの期間(期首及び期末の日を含む) において、入札に参加しようとする者の間に、 資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 入札に必要な書類の提出場所等
- (1)競争参加資格確認申請書・入札に必要な書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-8979 東京都千代田区霞が関3丁目 3番2号 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 菊地 慎司 電話03-3506-0212

- (2)入札説明書等(仕様書を含む)の交付方 法
 - ①交付期間 令和7年4月17日から令和7年5月20までとする。
 - ②交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページから入手するものとする。

(https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_ _notice/search_service/)

- (3) 競争参加資格確認申請書類の提出方法及び 提出期限
 - ①提出方法 電子メール又は書留郵便等により提出すること。
 - ②提出期限 令和7年5月20日 16時
- (4)入札に必要な書類の提出方法及び提出期限
 - ①提出方法 書留郵便等により提出すること。
 - ②提出期限 令和7年6月18日 16時
- (5) 開札の日時及び場所
 - ①日時 令和7年6月26日 11時
 - ②場所 東日本高速道路株式会社 本社 入札室

4 その他

- (1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)入札保証金及び契約保証金 免除
- (3)入札者に要求される事項 この一般競争に 参加を希望する者は、競争参加資格確認申 請書を競争参加資格確認申請に必要な書類 の提出期限までに、入札書及び単価表を入 札に必要な書類の提出期限までに提出しな ければならない。入札者は、開札日の前日 までの間において、契約責任者から当該書 類に関し説明を求められた場合は、それに 応じなければならない。
- (4)入札の無効 本公告に示した競争参加資格 を有しない者がした入札及び入札に関する 条件に違反した入札は無効とする。
- (5)契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した調達に

係る入札書を提出した者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格(総価)をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 見積活用方式 対象
- (8)手続きにおける交渉の有無 上記(7)以外 の交渉は無
- (9)入札に関する一般的な質問については『よくあるご質問

(https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/)』を参照のこと。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yuki Fumihiko, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited
- (2) Classifications of the products to be procured: 62
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Fixed-line telephone communication services, 1set
- (4) Fulfillment period: As shown in the specifications
- (5) Fulfillment place: As shown in the specifications
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are those who come under the following items at the time of the examination criteria date, with the examination criteria date set as the due date of application forms and relevant documents for the qualification required for the tender. In addition, suppliers who no longer come under the following items after the examination criteria date and up to the time of the decision being made on

the successful supplier shall not be eligible to participate in the open tender:

- ① The supplier does not come under Article 6 of East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures (Regulation No. 16 of 2005).
- ② The company has a track record of providing fixed-line telephone communication services of 300 or more lines per year to one corporation (contractor) since fiscal year 2019. (Applicable period: April 1, 2019 to March 31, 2024).
- ③ The supplier has received its registration pursuant to the provisions of Article 9 of the Telecommunications Business Act, and has that it is a business operator which, among its telecommunications services, provides "telephone relay calls (except for those which are international calls)" and "international calls", including prefectures where the offices of the East Nippon Expressway Company Limited exist in the districts of provision.
- ④ The supplier has established an appropriate maintenance system (24 hours a day, 365 days a year [all year round]) at each office of East Nippon Expressway Company Limited.
- ⑤ Not to have been subject to transaction suspension measures imposed by East Nippon Expressway Company Limited during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.
- 6 There shall have been no funding or

- personal relationships with those intending to participate in the bidding during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.
- (7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M, 20 May, 2025
- (8) Time-limit for the submission of tender: 4:00 P.M, 18 June, 2025
- (9) Contact point for the notice: Kikuchi Shinji, Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company Limited 3-3-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8979 Japan. Tel. 03-3506-0212